



流山市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別添のとおり公表する。

令和元年5月23日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功



平成30年度

公の施設の指定管理者監査報告書

[公益社団法人 流山市シルバー人材センター]

流山市監査委員

目 次

第 1	監査を執行した監査委員名	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の期間	1
第 4	監査の対象	1
第 5	監査の範囲	1
第 6	監査の目的及び方法	1
第 7	指定管理の概要	2
第 8	監査の結果	4

平成30年度公の施設の指定管理者監査報告

第1 監査を執行した監査委員名

佐々木 健一

海老原 功一

第2 監査の種類

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による公
の施設の指定管理者監査

第3 監査の期間

自 平成30年12月3日

至 平成31年3月25日

第4 監査の対象

公の施設の名称 流山市自転車駐車場

指定管理者の名称 公益社団法人 流山市シルバー人材センター

所管部課 土木部 道路管理課

第5 監査の範囲

平成29年度における公の施設の指定管理に関する事務事業及び所管部
課の当該指定管理に関する事務（ただし、執行に関連し発生する事務事
業については、他の年度を含むものとした。）。

第6 監査の目的及び方法

流山市監査基準（平成29年流山市監査委員告示第7号）に基づき実施
に当たっては、指定管理者に関係書類の提出を求め、実査を行うととも
に関係職員から説明を聴取し、流山市公の施設に係る指定管理者の指定
手続等に関する条例（平成16年流山市条例第27号）、流山市公の施設
に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成16年流山市
規則第52号）及び流山市自転車駐車場条例（平成20年流山市条例第17
号）並びに流山市自転車駐車場の管理に関する協定書及び流山市駐車場
指定管理者の業務に関する仕様書に沿った適正な管理運営が行われてい
るかに主眼を置いた。

また、所管部課に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われ
ているかに主眼を置いた。

第7 指定管理の概要

1 施設の概要

所在地及び収容台数

施設名		所在地	利用収用台数(台)	
			自転車	原付
流山駅西側第1自転車駐車場		流山市流山2丁目340	50	空利用
流山駅西側第2自転車駐車場		流山市流山2丁目332	200	
流山駅東側自転車駐車場		流山市平和台1丁目13-10	14	空利用
平和台駅第1自転車駐車場		流山市流山9丁目500-4	100	空利用
平和台駅第2自転車駐車場		流山市平和台3丁目9-7	95	空利用
鰯ヶ崎駅自転車駐車場		流山市鰯ヶ崎1440-1	290	空利用
運河堤防自転車駐車場		流山市東深井431-1	900	空利用
運河駅東口第1自転車駐車場		流山市東深井436-3	345	空利用
運河駅東口第2自転車駐車場		流山市東深井390-1	300	空利用
運河駅西口自転車駐車場		流山市東深井373-1	600	空利用
江戸川台駅東口自転車駐車場	1階	流山市江戸川台東1丁目2	472	
	2階		400	
江戸川台駅東口第1自転車駐車場		流山市江戸川台東2丁目2	1,238	空利用
江戸川台駅東口第2自転車駐車場		流山市江戸川台東1丁目2	944	空利用
江戸川台駅西口自転車駐車場	1階	流山市江戸川台西2丁目1-3	593	
	2階		394	
江戸川台駅西口第1自転車駐車場		流山市江戸川台西1丁目31	648	空利用
江戸川台駅西口第2自転車駐車場		流山市江戸川台西2丁目2	208	空利用
初石駅東側第1自転車駐車場		流山市東初石3丁目105-4	475	
初石駅東側第2自転車駐車場		流山市東初石3丁目98-1	635	空利用
初石駅東側第3自転車駐車場		流山市東初石3丁目107-99	200	
初石駅西側自転車駐車場		流山市西初石3丁目106-3	279	

2 管理業務の範囲

- ・自転車駐車場の使用許可及び一時利用の承認に関すること。
- ・自転車駐車場の施設及び付帯設備の設置及びその維持管理を行うこと。
- ・自転車駐車場の利用料金及び一時利用料金の徴収に関すること。
- ・自転車駐車場内整理業務に関すること。
- ・その他

3 指定管理者の概要

(1) 名 称 公益社団法人 流山市シルバー人材センター

(2) 所在地 流山市東初石3丁目103番地の18

公益社団法人 流山市シルバー人材センターは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）」に基づき、流山市・千葉県・国の支援を得て運営されている公益団体である。

4 指定期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

5 平成29年度指定管理料

0円（利用料金制による独立採算で運営しているため。）

6 平成29年度収支決算額

収 入 41,132,584円

支 出 41,138,097円

収支差額 △5,513円

7 利用状況

収 容 場 所		定期使用証申請件数		一時使用券販売件数	
		自転車	原付	自転車	原付
流山駅西側第1自転車駐車場		157	0	1,130	16
流山駅西側第2自転車駐車場					
流山駅東側自転車駐車場					
平和台駅第1自転車駐車場		27	2		
平和台駅第2自転車駐車場					
鰯ヶ崎駅自転車駐車場		71	1		
運河堤防自転車駐車場		478	0	3,155	87
運河駅東口第1自転車駐車場		331	1		
運河駅東口第2自転車駐車場		134	3		
運河駅西口自転車駐車場		677	11		
江戸川台駅東口自転車駐車場	1階	398		9,566	226
	2階	426			
江戸川台駅東口第1自転車駐車場		1,296	5		
江戸川台駅東口第2自転車駐車場		928	24	5,969	58
江戸川台駅西口自転車駐車場	1階	682			
	2階	239			
江戸川台駅西口第1自転車駐車場		633	5		
江戸川台駅西口第2自転車駐車場		110	4	2,528	42
初石駅東側第1自転車駐車場		680	2		
初石駅東側第2自転車駐車場					
初石駅東側第3自転車駐車場					
初石駅西側自転車駐車場		261			
合 計		7,528	58	22,348	429

第8 監査の結果

1 総合意見

公益社団法人流山市シルバー人材センター（以下、1において「シルバー人材センター」という。）は「高齢者の能力を活かした活力ある地域社会づくりに貢献する」という理念の実現に向け、良質な就業の提供に努めており、平成24年に社団法人から公益社団法人に移行し、平成30年度で7年目となった。

平成26年度に実施した財政援助団体監査では、補助金の管理に必要な帳簿を備えていなかったため、速やかな帳簿の整備を求めたところである。今回の監査対象となった自転車駐車場の経理事務については、平成29年度から会計システムを導入したことにより事務が改善され、適正な会計処理に努めていることを確認した。しかし、災害・事故対策として流山市自転車駐車場指定管理者の業務等に関する仕様書に記載されている消防訓練を平成29年度は行っていないので、より安全に配慮した管理運営に努められたい。

所管課においては、利用者が減少している自転車駐車場の規模を縮小させる一方で、新たに東口が開設された運河駅に自転車駐車場を設置するなどの再整備を行い、効率化に努めていた。また、防犯カメラの交換等、安全管理に重点を置いた修繕計画を策定していることを確認した。

しかしながら、事務手続においては、月次収支報告書の提出の遅れたもの、月次報告書と年次収支報告書の一部が符合していないものを収受していたため、シルバー人材センター及び所管課の相互の連絡体制について改善を図られたい。

全体的には、つくばエクスプレス沿線の自転車駐車場の利用者の増加に伴い、シルバー人材センターで管理している流鉄流山線及び東武アーバンパークライン沿線の自転車駐車場の利用者が減少することが見込まれるため、施設の再整備、勤務時間の縮減等、コストの削減に努めている。しかし、利用者の減少速度が早いため、コスト削減が追いつかない状況が見受けられた。今後は維持管理コスト等を含めた収支のバランスを勘案し、施設の改修や安全対策に力を注がねばならない。流山市自転車駐車場の指定管理者制度の在り方について、検討、協議し、より良い市民サービスの向上に取り組まれるよう要望する。

2 個別意見

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について監査した結果、調査した範囲においておおむね適正に執行されていたものの、一部について「指摘事項等一覧」のとおり、指摘事項、検討・要望事項及び注意事項が認められた（表1）。指摘事項及び検討・要望事項については、監査の結果に基づき講じた措置について、流山市監査指摘事項等事務処理要領（平成26年4月1日制定）により通知を求めるものとする。

【表1 指摘事項等一覧】

指定管理者・所管部課	指 摘 事 項								検討 要望 事項	注 意 事項
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	計		
公益社団法人 流山市シルバー 人材センター	1					1		2	1	1
土 木 部 道 路 管 理 課									1	0
合 計	1	0	0	0	0	1	0	2	2	1

〔指摘事項〕

- (1) 法律、条例、規則等に反している事項（軽易な誤りを除く。）
- (2) 不正な行為がなされた事項
- (3) 事故が発生するおそれがある事項
- (4) 不経済となっている事項や行政効果が期待できない事項
- (5) 今後の事務又は他の部署に悪影響を及ぼすおそれのある事項
- (6) 過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項
- (7) その他監査委員が合議の上、指摘事項と認める事項

〔検討・要望事項〕

改善の検討を要する事項や要望事項等を監査委員意見として集約し、監査結果報告に反映させるもの。

〔注意事項〕

軽易な誤りである事項及び指摘事項の決定までに監査対象機関・担当部局が対応等を講じた事項で、措置対象外の注意事項として取り扱い、その旨を付して報告書に表記するもの。

(1) 指摘事項

＜法律、条例、規則等に反している事項＞

- ・流山市自転車駐車場 指定管理者の業務等に関する仕様書で、年1回以上の消防訓練を行うこととあるが、実施されていなかった。仕様書に基づく訓練の実施を徹底されたい。

（公益社団法人 流山市シルバー人材センター）

＜過去に指摘されていた事項であって、改善の取組が行われていない又は不十分な事項＞

・ 毎月の実績報告書と収支実績報告書の金額が符合しない箇所が散見された。また収支に変更があったことを所管課に報告していなかった。正確な数字による適切な事務の執行と所管課への報告を徹底されたい。

(公益社団法人 流山市シルバー人材センター)

(2) 検討・要望事項

・ 定期使用に係る使用料の免除については、流山市自転車駐車場条例施行規則（平成 20 年流山市規則第 43 号）第 7 条第 2 項で、免除を受けようとする者は、免除申請書にその事実を証明する書類を添えて申請しなければならないことになっているが、証明書類が添付されていないものが散見された。当該規則に基づく適正な手続を要望する。

(公益社団法人 流山市シルバー人材センター)

・ 流山市自転車駐車場 指定管理者の業務等に関する仕様書では、月間報告書を作成し、翌月 10 日までに報告することとなっているが、報告が遅れているものがあった。また、毎月の実績報告書の積み上げの金額が収支実績報告書と符合しないものを受領していた。適切な確認及び指導を徹底するよう要望する。

(土木部道路管理課)

(3) 注意事項（措置対象外）

注意事項については、速やかに適正な対応を講じられたい。

また、予備審査等において口頭で是正を求めた事項も同様である。

【表 2 注意事項一覧】

注意事項	指定管理者
個人情報の適正な管理を行うため管理者を定め報告しなければならないこととなっているが、所管課に報告していなかったもの	公益社団法人 流山市シルバー人材センター